

資料10-2

V e r . 1 (平成26年6月4日時点版)

財政支援等関係（私学助成・就園奨励費、施設型給付）FAQ（よくある質問）

【目次】

No.	事項	質問	頁
1	総論1	現行の私立幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）に対する国の私学助成は、新制度施行後にどうなるのか。	P3
2	総論2	私学助成・就園奨励費は、新制度の施行後にどのように変わるのか。	P3
3	一般補助	幼稚園型認定こども園に対する私学助成は国の補助の対象になるか。	P3
4	一般補助	一般補助の予算額をどう見込むのか。平成29年度に90%の幼稚園が新制度に移行すると考えているのか。	P3
5	一般補助	施設型給付を受けない幼稚園数・園児数を確実に見込むことが難しいが、国として確実に財政措置されるか。	P3
6	一般補助	施設型給付を受けない幼稚園に対する一般補助の内容に変更はあるか。新制度と同様に質改善を実施する予定はあるか。	P4
7	一種免・財務改善	一種免許状の保有の促進と財務状況の改善の支援は今後どうなるか。	P4
8	就園奨励	施設型給付を受けない幼稚園に対する就園奨励費補助は今後どうなるか。	P4
9	新制度との出入り	年度途中において市町村の確認を辞退した幼稚園に対する私学助成・就園奨励費は国の補助の対象となるか。	P4
10	特別支援	私学助成における幼稚園特別支援教育経費の支援は今後どうなるか。対象に新たな幼保連携型認定こども園も含まれるか。	P4
11	特別支援	認定こども園・施設型給付を受ける幼稚園に係る特別支援教育経費支援の地方負担は、現在と同じく特別交付税になるのか。	P4
12	特色	政令市・中核市所在の幼保連携型認定こども園の認可は政令市・中核市に権限移譲されるが、団体補助の実施主体はどうなるか。	P5
13	預かり保育	施設型給付を受けない幼稚園が行う預かり保育の支援については、私学助成と一時預かり事業のいずれが優先するのか。	P5

No.	事項	質問	頁
14	預かり保育	預かり保育推進事業について、市町村が認定こども園や幼稚園に一時預かり事業を委託しない場合の過渡的な措置はどうなるか。	P5
15	預かり保育	公立幼稚園の預かり保育は一時預かり（幼稚園型）の対象であるか。	P5
16	預かり保育	新制度移行後は、預かり保育は原則として一時預かり事業（幼稚園型）において実施することとなるが、幼稚園型の補助単価はいつ頃示されるのか。	P5
17	社福法人の扱い	幼稚園特別支援教育経費や教育の質の向上を図る学校支援経費の支援対象に、社会福祉法人が設置する新たな幼保連携型認定こども園も含まれるか。	P6
18	単独補助	認定こども園・施設型給付を受ける幼稚園に対して都道府県や市町村が私学助成や給付の上乗せを行うことに問題はないか。	P6
19	団体補助	団体補助（日本私立学校振興・共済事業団補助及び退職金社団補助）は、新制度施行により変更はないのか。	P6
20	団体補助	政令市・中核市所在の幼保連携型認定こども園の認可は政令市・中核市に権限移譲されるが、団体補助の実施主体はどうなるか。	P6
21	団体補助	認定こども園の普及を踏まえ、退職金団体の加入対象に保育所や認可外保育施設を加えてもよいか。3歳未満児を担当する保育士も認めてよい。	P7
22	経過措置	教育標準時間認定子どもに係る公定価格の経過措置は、保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園の1号給付にも適用されるのか。	P7
23	経過措置	教育標準時間認定子どもに係る公定価格の中で、給付の地方単独費用部分の対象となる加算はどれか。あるいは、基本分単価、加算単価ともに、一定の割合により国庫負担対象額と地方単独費用部分とで費用分担するのか。	P7
24	経過措置	地方単独費用部分に係る市町村負担・都道府県補助に係る割合はどうなるのか。また、地方自治体負担分に係る交付税措置はどうなるのか。	P7

【回答】

No.	事項	質問	回答
1	総論 1	現行の私立幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）に対する国の私学助成は、新制度施行後にどうなるのか。	<p>新制度に入らない幼稚園に対する財政支援は、現行どおり、私学助成及び保護者への就園奨励費補助で行うことになりますが、子ども・子育て関連3法案に対する国会の附帯決議で「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする」とされていることも踏まえ、これらの財政支援の充実に努めしていくこととしている。ただし、消費税増収分は社会保障4経費に充てることとされており、私学助成はこの対象にならない。</p> <p>なお、国は、各都道府県が私立幼稚園に補助した場合、その一部を補助するという性質上、都道府県が私学助成を行うことが前提となるが、国としては、施設型給付を受けない幼稚園には、引き続き私学助成により支援していく方針である。</p>
2	総論 2	私学助成・就園奨励費は、新制度の施行後にどのように変わるのか。	<p>(施設型給付を受けない幼稚園) 総論1の通り。</p> <p>(認定こども園（幼保連携型、幼稚園型）及び施設型給付を受ける幼稚園) 一般補助は基本的に実施しない予定であるが、一種免許状の保有の促進と財務状況の改善の支援については、引き続き実施する方向で検討する。また、特別補助については、幼稚園特別支援教育経費支援と教育の質の向上を図る学校支援経費支援を引き続き実施する予定。預かり保育推進事業については、市町村の一時預かり事業が円滑に実施されない特別の事情がある場合の過渡的な措置として実施する方向で検討する。就園奨励費補助事業は実施しない予定。</p>
3	一般補助	幼稚園型認定こども園に対する私学助成は国の補助の対象になるか。	幼稚園型認定こども園については、単独型・並列型・接続型のいずれであっても、認定こども園の単位で施設型給付の対象施設として子ども・子育て支援法に基づく確認を受けることを想定しており、幼稚園部分に対する私学助成（一般補助）や保育機能部分の運営費支援事業を継続する予定はない。なお、総論2を参照されたい。
4	一般補助	一般補助の予算額をどう見込むのか。平成29年度に90%の幼稚園が新制度に移行すると考えているのか。	各年度の予算編成においては、私立幼稚園の新制度への移行に関する意向調査の結果などを活用する予定である。少なくとも制度施行当初数年間は、意向調査を毎年度実施することを想定している。なお、3月にとりまとめられた「量的拡充」と「質の改善」の所要額の試算に当たっては、平成29年度の移行率を90%と仮置きしたところであるが、これは、多くの幼稚園が新制度に移行する場合でも必要な財源が確保されるよう、仮置きしたもの。
5	一般補助	施設型給付を受けない幼稚園数・園児数を確実に見込むことが難しいが、国として確実に財政措置されるか。	施設型給付を受ける園児数・施設型給付を受けない園児数の実績をもとに、適切に財政措置を講じることを想定している。具体的な手法については、今後関係省庁と相談したい。

No.	事項	質問	回答
6	一般補助	施設型給付を受けない幼稚園に対する一般補助の内容に変更はあるか。新制度と同様に質改善を実施する予定はあるか。	国の財政措置（国庫補助及び地方交付税）については、「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする」との国会の附帯決議を踏まえ、予算編成の中で検討する。
7	一種免・財務改善	一種免許状の保有の促進と財務状況の改善の支援は今後どうなるか。	国庫補助については、施設型給付を受ける受けないにかかわらず、引き続き実施する方向で検討。具体的な内容は、予算編成の中で検討する。
8	就園奨励	施設型給付を受けない幼稚園に対する就園奨励費補助は今後どうなるか。	施設型給付を受けない幼稚園については、「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする」との国会の附帯決議を踏まえ、引き続き現行どおり実施できるよう、新制度との整合を図りつつ、予算編成の中で検討していく。
9	新制度との出入り	年度途中において市町村の確認を辞退した幼稚園に対する私学助成・就園奨励費は国の補助の対象となるか。	年度途中から私学助成の対象とするかどうかは都道府県・市町村間で調整して判断いただきたい。私学助成の国庫補助の対象となるかは今後検討。 市町村が年度途中で確認辞退した園に対して就園奨励事業を実施する場合については、国庫補助の対象とすることとし、当該年度の予算の範囲内において対応する方向で検討する。
10	特別支援	私学助成における幼稚園特別支援教育経費の支援は今後どうなるか。対象に新たな幼保連携型認定こども園も含まれるか。	私学助成における幼稚園特別支援教育経費は、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、施設型給付を受ける幼稚園、施設型給付を受けない幼稚園のいずれも対象とする方向で検討。
11	特別支援	認定こども園・施設型給付を受ける幼稚園に係る特別支援教育経費支援の地方負担は、現在と同じく特別交付税になるのか。	引き続き特別交付税による想定をしており、具体的には、今後、関係省庁と相談したい。

No.	事項	質問	回答
12	特色	教育の質の向上を図る学校支援経費は今後どうなるか。幼児教育向けのメニューを増やすのか。	幼稚園に係る教育の質の向上を図る学校支援経費は、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、施設型給付を受ける幼稚園、施設型給付を受けない幼稚園のいずれも対象とする方向で検討。具体的な内容は、予算編成の中で検討する。
13	預かり保育	施設型給付を受けない幼稚園が行う預かり保育の支援については、私学助成と一時預かり事業のいずれが優先するのか。	各幼稚園の実情に応じて設置者が選択することを想定している。
14	預かり保育	預かり保育推進事業について、市町村が認定こども園や幼稚園に一時預かり事業を委託しない場合の過渡的な措置はどうなるか。	認定こども園及び施設型給付を受ける幼稚園における教育標準時間認定の子どもの預かり保育については、私学助成からの移行の受け皿となることに特に配慮した一時預かり事業（幼稚園型）の事業類型を創設することとしており、市町村で適切に事業を実施して移行することを原則とする。その上でなお市町村において事業の実施が困難な特別な事情がある場合に限り、預かり保育推進事業の対象とする方向で検討する。この場合の財政措置については、今後、関係省庁で相談したい。
15	預かり保育	公立幼稚園の預かり保育は一時預かり（幼稚園型）の対象であるか。	実施要件を満たすことにより対象となる。なお、他の事業と同様、国3分の1、都道府県3分の1の交付金の対象となる予定。
16	預かり保育	新制度移行後は、預かり保育は原則として一時預かり事業（幼稚園型）において実施することとなるが、幼稚園型の補助単価はいつ頃示されるのか。	一時預かり事業は地域子ども・子育て支援事業であり、国が交付金として3分の1を補助することを想定しているが、概算要求基準に基づき予算要求を行う必要があるため、現時点では施設型給付と同様に仮単価を設定しお示しすることは難しい状況であるが、できるだけ早くお示しできるよう努力したい。 一時預かり事業（幼稚園型）に係る予算については、現行の預かり保育における国の私学助成と同程度の水準を維持しつつ、消費税による質改善の財源の確保の状況に応じて充実を図ることとしており、平成27年度以降の最終的な事業単価は、今後の各年度の予算編成過程において決定される。

No.	事項	質問	回答
17	社福法人の扱い	幼稚園特別支援教育経費や教育の質の向上を図る学校支援経費の支援対象に、社会福祉法人が設置する新たな幼保連携型認定こども園も含まれるか。	社会福祉法人が設置する新たな幼保連携型認定こども園も対象となっており、学校法人化措置義務は適用されないこととされている（改正私立学校振興助成法附則第2条の2）。なお、社会福祉法人が現行の幼保連携型認定こども園をやめて独立の幼稚園と保育所を設置することとなった場合に、引き続き幼稚園について私学助成を受けたときは、学校法人化措置義務を負うため、留意が必要（同法附則第2条第5項。改正前の認定こども園法第15条は削除）。
18	単独補助	認定こども園・施設型給付を受ける幼稚園に対して都道府県や市町村が私学助成や給付の上乗せを行うことに問題はないか。	各都道府県や各市町村としての私立学校教育の振興の考え方に基づいて独自に助成を行うことは可能（教育基本法第8条参照）。この場合、市町村による施設型給付の支給とは別に、都道府県が独自に、現行同様、幼稚園への団体補助（機関補助）として私学助成を行う方式や、同様に、市町村が幼稚園への団体補助（機関補助）として独自に補助を行う（市町村の補助に対し都道府県がその経費の一部を補助することもあり得る）方式が考えられる。 なお、市町村が、個人給付である施設型給付として、国の設定する公定価格を上回る給付（単価の上乗せ、独自の加算項目などを設定）を行う方式も考えられる（ただし、当該上回る給付部分に係る子ども・子育て支援法による都道府県による補助について、市町村と都道府県で協議が必要）が、施設・市町村の双方にとって、給付実績や審査等の多大な事務負担増となることや、特に広域利用の施設については施設から市町村、市町村から国・都道府県への請求に過誤のないよう注意を要することに留意が必要と考える。
19	団体補助	団体補助（日本私立学校振興・共済事業団補助及び退職金社団補助）は、新制度施行により変更はないのか。	今回の制度改正は、団体補助の実施主体やその在り方に変更を加えるものではない（新制度に移行する園も含めて対象とする）と考えている。
20	団体補助	政令市・中核市所在の幼保連携型認定こども園の認可は政令市・中核市に権限移譲されるが、団体補助の実施主体はどうなるか。	団体補助の実施主体については、引き続き都道府県を実施主体として想定している。

No.	事項	質問	回答
21	団体補助	認定こども園の普及を踏まえ、退職金団体の加入対象に保育所や認可外保育施設を加えてよいのか。3歳未満児を担当する保育士も認めてよいのか。	退職金団体の運営については、加入対象の範囲を含め特段の規制はなく、各団体の判断により、保育所等の職員を加入対象とすることが可能。今後、都道府県を通じ、新たな幼保連携型認定こども園の創設をはじめとする認定こども園制度の改善を目的とする新制度の趣旨に沿って、各団体の業務規程等の改正の検討を要請する予定。
22	経過措置	教育標準時間認定子どもに係る公定価格の経過措置は、保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園の1号給付にも適用されるのか。	1号給付のいずれについても適用される。
23	経過措置	教育標準時間認定子どもに係る公定価格の中で、給付の地方単独費用部分の対象となる加算はどれか。あるいは、基本分単価、加算単価とともに、一定の割合により国庫負担対象額と地方単独費用部分とで費用分担するのか。	全国統一費用部分及び地方単独費用部分の性格を踏まえながら、実際の算定実務への影響を極力小さくする方向で関係省庁と調整を進めている。
24	経過措置	地方単独費用部分に係る市町村負担・都道府県補助に係る割合はどうなるのか。また、地方自治体負担分に係る交付税措置はどうなるのか。	本則における市町村と都道府県の費用負担（1：1）を踏まえ、経過措置である地方単独費用部分についても、市町村実質負担：都道府県補助＝1：1の割合とする方向で関係省庁と調整を進めている。こうした考え方のもと、交付税措置について、総務省と調整して予算編成過程で決定する。